

「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の概要

1 策定経過等

本県では、犯罪の抑止等に効果が期待され、普及の進んでいる防犯カメラに関し、プライバシーの保護に配慮した適正な設置・運用の基準等を示すガイドラインを策定するため、防犯カメラに関連する有識者会議を設置の上、これまで3回の会議（4/26、6/21、8/31）を開催し、同会議で検討した結果及びパブリックコメントの実施結果を踏まえて、ガイドラインを策定した。

今後は、同ガイドラインに基づき、防犯カメラが適切且つ効果的に運用されるよう、関係機関・団体等に対する広報・周知を積極的に実施する予定である。

2 主な内容

ガイドライン = 本文(設置・運用に当たって配慮すべき事項等) + 参考例(設置・運用要領)

第1 ガイドライン策定の目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するため、防犯カメラの管理者等が留意すべき事項を示すガイドラインを策定する。

2 対象となるカメラ

次の3つの要件を全て満たすカメラを対象とする。

- (1) 犯罪の防止を目的に設置されているカメラ
- (2) 不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ
※ 道路、公園、広場、駐車場、駐輪場等に設置されたカメラ 等
- (3) 画像を記録媒体(HDD、メモリーカード等)に保存する機能を備えたカメラ

第3 運用規程の作成と適切な運用

設置者等又は管理責任者は、ガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、設置・運用要領を定める。

3 今後のスケジュール（予定）

- 平成28年10月上旬 県ホームページでガイドラインを公表
- 平成28年12月頃 ガイドラインのパンフレットを作成
- 平成29年1月頃～ パンフレット等による広報・周知の実施

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

- 1 設置目的の設定と目的外利用の禁止
防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止する。
- 2 撮影範囲、設置場所等
防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定める。
- 3 設置の表示
撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称等を表示する。
- 4 管理責任者、操作取扱者の指定
管理責任者、操作取扱者をあらかじめ指定し、指定を受けた者だけが機器の操作等を行う。
- 5 設置者等の責務
 - (1) 撮影された画像の適正な保存・管理
 - (2) 撮影された画像の利用・提供の制限
 - (3) 問い合わせ・苦情等に対する適切な対応 等
- 6 撮影された画像等の適正な管理
 - (1) 施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること（設置施設の施錠等）
 - (2) 保存した画像の不必要な複写・加工の禁止
 - (3) 記録媒体の確実な保管・管理
 - (4) 画像の保存期間の設定（目安として概ね1か月以内）
 - (5) 保存期間経過後の画像の確実な消去
 - (6) 記録媒体の確実な処分と処分日時等の記録
 - (7) インターネット接続時等における情報漏えい防止のための措置を講じること
※ ウイルス対策ソフトウェアの使用、パスワードの設定等
- 7 撮影された画像等の閲覧・提供の制限
次の場合を除き、撮影された画像の第三者への閲覧・提供を禁止する。また、画像を閲覧させ、又は提供する場合は、確実な記録と相手方の身分確認を行う。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 県民等の生命・身体・財産の安全の確保等のために緊急の必要性がある場合
 - ③ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合
 - ④ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
- 8 秘密の保持
設置者等は、画像等から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしない。その職を辞した後においても同様とする。
- 9 保守点検等
防犯カメラの機能維持のため、日常的な点検に加えて、定期的に保守点検を行う。
- 10 問い合わせ・苦情等への対応
防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情には、誠実、迅速に対応する。
- 11 業務の委託
業務を委託する場合は、受託者に対し、情報漏えいの防止やプライバシー保護に配慮した適正な設置・運用を徹底する。
- 12 個人情報保護法の遵守
記録された画像は、ガイドラインのほか、個人情報保護法に基づき適正に取り扱う。

防犯カメラ作動中
設置者○○○○○

